最終更新日：2017年6月26日

株式会社関門海
代表取締役社長　田中　正
問合せ先：最高財務責任者　関口　弘一
証券コード：3372
http://www.kanmonkai.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、大幅な権限委譲により、迅速かつ的確な経営判断や業務執行を行う事ができる自立した人材の育成を行うことが、急速に変化する事業環境の中で、当社が中長期的な成長を実現するための必須条件であると考えております。
このような企業文化において、大幅な権限委譲の中での業務執行を監督し経営の効率性・透明性・健全性・遵法性の確保を図り、企業価値の継続的な向上と顧客・株主・従業員等当社のステークホルダーを中心とした社会からの信頼獲得を図ることが当社におけるコーポレート・ガバナンス確立の目的であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則１－２．株主総会における権利行使】
補充原則１－２②
現状では、招集通知の発送は法定期日に行っておりますが、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、決算の早期確定などを行うなどにより、招集通知の早期発送に努めてまいります。また、招集通知発送前に自社ウェブサイト等での電子的な公表は現状実施しておりませんが、今後検討してまいります。

補充原則１－２④
現在当社では議決権の電子行使を可能とするための環境づくりは実施しておりませんが、今後の海外投資家等の当社株主比率を考慮し、招集通知の英訳等も含め検討してまいります。

【原則３－１．情報開示の充実】
補充原則３－１②
当社は、当社の海外投資家の株式保有比率が比較的低いことから、現時点では英語での情報開示を行っておりませんが、今後株主構成等の状況が変わった場合は、英語での情報の開示・提供についても検討してまいります。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】　補充原則４－８①　補充原則４－８②
当社は、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しておりますが、当該社外役員全員を独立役員として登録しております。社外取締役においては1名のみの選任となっておりますが、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしていると考えております。ただし、今後の経営環境などにより社外取締役を増員する必要が発生する可能性もあり、必要に応じて社外取締役の選任について検討してまいります。

【原則４－１０．任意の仕組みの活用】
補充原則４－１０①
独立社外取締役の選任と併せて検討を進めていく予定としております。

【原則４－１１．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4-11③
取締役会全体の実効性についての分析・評価については、今後、取締役会の機能をより向上させるという観点から、分析・評価手法も含め検討してまいります。

【原則５－２．経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は、中期経営計画を策定・公表しており、収益計画などを開示しておりますが、現在、具体的な資本効率等に関する目標を設定しておりません。今後、目標に関する検討を行い、策定を行い次第、中期経営計画等において開示してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４．いわゆる政策保有株式】
当社では、現時点においていわゆる政策保有株式としての上場株式を保有しておりません。
今後、事業戦略の重要性、取引先との関係維持・強化等を目的として保有する可能性が生じた場合には、政策保有株式に係る議決権の行使方法等についての基準を策定し、開示いたします。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社では、当社がその役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益等を害することの無いよう、取引内容及び条件の妥当性について、取締役会での審議・決議を要することとしております。

【原則３－１．情報開示の充実】
（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社の経営理念や経営戦略については、当社ホームページ、決算短信、決算説明会資料等にて開示しております。

（ⅱ）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当報告書IIの1【取締役報酬関係「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」】をご参照ください。

(iv) 取締役、監査役候補指名の方針と手続
当社は、取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、社内外から幅広く候補者を人選し、優れた人格・見識を持ち高い経営能力を有している候補者の中から決定しております。また、社外取締役・監査役においては、優れた人格を持ち、これまでの高い見識や幅広い経験を有し、専門的かつ客観的な視点から、当社の今後の中長期的な企業価値向上に向けて、その役割・責務を果たすことが出来る候補者の中から指名しております。

(v) (iv) を踏まえての個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役の新任候補者個々の指名理由については、株主総会招集通知にて開示しております。

【原則4－1．取締役会の役割・責務 (1)】
補充原則4－1①
当社は、取締役会規定、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規定に基づき、それぞれの明確に定められた権限により、それぞれの意思決定機関及び意思決定者が審議・決裁を行っております。取締役会は、法令や定款に規定された事項など当社の重要事項を判断・決定しております。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則4－11．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
補充原則4－11①
当社は、定款において取締役は15名以内と定めておりますが、現状は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模等を総合的に勘案し、取締役6名 (うち社外取締役1名) を選任しております。

補充原則4－11②
現在、当社の社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、他の上場会社の役員との兼任はありませんが、他社の重要な役職を兼務している場合は、その兼務の状況を株主総会招集通知において開示しております。

【原則4－14．取締役・監査役のトレーニング】
補充原則　4－14②
取締役および監査役が、その役割・責務を適切に果たすうえで必要な知識の習得や個々に適合したトレーニングを実施しております。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、IR担当部署を経営支援部と定めており、CFOがその統括を行い有機的な連携に努めております。また、個別面談以外に半期に1度の事業報告書の郵送や、決算説明会の開催を行うなどの他、IR関連資料の当社ウェブサイトへの掲載など情報開示の充実に取り組んでおります。直接、およびウェブサイトなどより間接的に把握した株主の意見について、重要な内容のものにおいては適宜、取締役会・経営会議などに報告し情報を共有し活用を図っています。また、インサイダー情報に関しては、インサイダー取引防止規定に従い情報管理の徹底を図っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社椿台	3,046,600	25.26
サントリー酒類株式会社	1,476,000	12.24
KGI ASIA LIMITED-D＆W INTERNATIONAL DEVELOPMENT LIMITED(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	807,400	6.70
荒井 博	640,600	5.31
尾家産業株式会社	370,000	3.07
荒井 旺子	320,300	2.66
M＆Aグローバル・パートナーズ株式会社	272,400	2.26
関門海福株会	80,900	0.67
山口 旺子	51,950	0.43
山口 晴緒	51,950	0.43

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

平成29年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、荒井　博氏が平成29年3月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には株主名簿に基づいて記載しております。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者	荒井　博氏
住所	東京都新宿区西新宿
保有株券等の数	株式　188,300株
株券等保有割合	1.56%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松下義行	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松下義行	○	―――	長年に亘る大阪府警察においての幅広い経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただけるものと判断して選任しております。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、警察組織での幅広い経験に基づき、職務を適切に遂行していただけるものと考えております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、当社独立役員として適任であると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査内容・監査結果等についての会議がなされ連携を図っております。
当社では、社長直轄の内部監査人を設置し、監査役及び会計監査人との連携により計画的な内部監査を実施しております。監査役と内部監査人とは随時ミーティングを行い、意見交換を行っております。
社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
近藤　行弘	弁護士													
小田　利昭	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤　行弘	○	近藤行弘綜合法律事務所代表を兼任しております。また、当社独立役員に指定しております。	弁護士としての高い見識と幅広い経験を当社の監査体制の強化に活かしていただき、法律専門家としての見地から適切な助言をいただけるものと判断して選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、当社独立役員として適任であると考えております。

小田　利昭	○	公認会計士小田事務所代表及び清稜監査法人代表社員を兼任しております。また、当社独立役員に指定しております。	公認会計士及び税理士として財務関連を中心に高い知識と幅広い経験をもっており、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断して選任しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、当社独立役員として適任であると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることを目的としてストック・オプション制度を導入しております。
役職により定められた付与株数を原則として、貢献度合い等を勘案し、個人別割当数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の執行役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

原則として、当社の業績向上に貢献することが期待される者に社内外を問わず、ストック・オプションを付与する方針であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役と監査役ごとに支給人数と報酬を別にして開示を行っております。
なお、連結報酬等の総額が1億円以上の者は有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬限度額は、平成11年1月20日開催の定時株主総会決議に基づく年額200,000千円以内、監査役報酬限度額は平成16年11月29日開催の臨時株主総会決議に基づく年額30,000千円以内、取締役のストック・オプションの報酬限度額は、平成20年2月28日開催の定時株主総会決議に基づく年額60,000千円以内を限度に当社の事業規模、内容、業績、個々の職務内容や責任などを総合的に考慮して決定しております。
なお、取締役の個々の報酬につきましては、取締役会において決定し、監査役個々の報酬につきましては、監査役会にて協議の上決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、具体的な提案があった場合に経営支援部において随時行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 当社の取締役会は本報告書提出日現在、取締役6名(うち社外取締役1名) で構成されており、経営の基本方針、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による
業務執行の監督を行う機関と位置付け運営されております。取締役会は、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化に努めております。

2．当社は、監査役会制度を採用しており、本報告書提出日現在、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役は取締役会をはじめとする会議にも出席し、取締役の業務執行についての監査を行っております。また、社外役員と内部監査人及び会計監査人とは、相互に意見及び
情報交換を行い相互連携を図ってまいります。

3．当社では、社長直轄の内部監査人（1名）を設置し、監査役及び会計監査人との連携により計画的な内部監査を実施することで内部統制を行っております。業務監査は社内規定に基づき業務の有効性、妥当性及び法令遵守状況を調査し、会計監査においては会計基準・社内規定の遵守状況を調査することにより、子会社を含めたコンプライアンスの徹底と業務の改善につなげております。

4．会計監査は監査法人やまぶきと監査契約を締結しており、通常の会計監査を受けるとともに、重要な会計的課題についても随時相談・検討を実施しております。なお、当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。
当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成等については次のとおりであります。
・業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員 西岡　朋晃
指定社員 業務執行社員 平野　泰久
・監査業務に係る補助者の構成
公認会計士6名
当社は以上のような体制により、取締役の適格な意思決定と業務執行に対する適正な監査及び監視を可能とする経営体制が構築できていることから、本体制を採用しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営管理体制の整備や社外監査役2名を含む監査役会の設置等を通じ、十分に経営の監視機能が働くと考えているため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年6月23日に第29期定時株主総会を開催いたしました。
その他	招集通知をホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上にプレスリリース・財務情報等の情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営支援部	
その他	株主・投資家向けメールマガジンを発行しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株式取扱規程・従業員持株会規約・内部者取引防止規程等社内規程を定め、株主、従業員等 の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成20年6月17日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を決議しております。

1． 当社及び子会社の取締役･使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

当社及び子会社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令順守はもちろんのこと、当社及び子会社におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努める。

当社代表取締役はコンプライアンス担当役員及び内部監査人を任命し、内部監査人は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告する。

2． 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき文書化又は電磁的媒体に記録し、整理･保存する。その他社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役及び監査法人等が閲覧･謄写可能な状況にて管理を行う。

3． 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社代表取締役は、当社及び子会社におけるリスク管理に関する統括責任者を任命し、各部署担当取締役とともに業務に付随するリスク管理を行う。各部署においては、内在するリスクの把握、分析、評価を行ったうえ、業務マニュアルを作成しリスクマネジメントを行う。

内部監査人は、各部署ごとのリスク管理状況を監査し、結果を取締役会等で報告をする。新たなリスクが生じた場合に備え、予めリスク管理統括責任者を中心に必要な対応方針を整備し、損失を最小限にとどめるための各部署間の連携体制を構築しておく。

4． 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役の職務の執行を効率的に行うため、取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催する。全社的な目標を定め共有し、各取締役は、当該目標達成に向けて各部署における効率的な達成方法を定めるものとする。運営の結果については、定時の取締役会で報告、検証、分析され、全社的な業務効率化を図っていく。

5． 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制及び子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、グループ全体の内部統制部署を定めるとともに、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達並びに子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

6． 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人と取締役からの独立性に関する事項

現在、当社においては、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していないが、必要に応じて監査役と協議の上、同使用人を配置することができるものとする。この場合、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命･解任･評価･人事異動･賃金の改定等については、監査役の同意を得たうえで決定するものとし、独立性を確保する。

7． 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役又は使用人は、監査役に対して当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況等につき速やかに報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることのできる体制を構築する。

8． 財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び当社グループは、財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令･諸規則等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備し、継続的に改善する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、反社会的勢力との関係については、企業の社会的責任及び企業防衛の観点から、不当な要求に対しては毅然とした態度でこれを拒絶し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。整備状況に関しては、外部機関から企業防衛に関する必要な情報収集を行ない、役職員への啓蒙活動に取り組むと共に、 不当な要求等、反社会的勢力からの介入を受けた場合には、適宜に警察･顧問弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――